

特定公契約特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなすものとして取り扱うものとする。

(労働関係法令の遵守)

第2条 東京都台東区公契約条例(令和5年12月台東区条例第56号。以下「条例」という。)第2条第4号に掲げる特定受注者(以下「特定受注者」という。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働組合法(昭和24年法律第174号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令を遵守しなければならない。

2 特定受注者は、条例第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

(労働報酬の支払)

第3条 特定受注者及び条例第2条第5号に規定する特定受注者関係者(以下「特定受注者関係者」という。)は、条例第2条第6号に規定する特定労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する労働者を除く。以下「特定労働者等」という。)に対して、条例第7条第1項の区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の同項に規定する賃金等(以下「賃金等」という。)を支払わなければならない。

(継続雇用)

第4条 特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約に係る当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、雇用するよう努めるものとする。

(連帯責任)

第5条 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して賃金を支払わないとき又は支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、特定受注者が当該特定受注関係者と連帯して支払う義務を負うものとする。

(区長への報告)

第6条 特定受注者は、東京都台東区公契約条例施行規則(令和5年12月台東区規則第84号)第5条に定めるところにより、労働条件等に関する事項について別に定める報告書を作成し、区長に報告しなければならない。

(特定労働者等への周知)

第7条 特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 特定労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 第5条の規定の内容
- (4) 次条及び条例第10条の規定の内容
- (5) 次条及び条例第10条に規定する申出をする場合の連絡先
- (6) 第9条の規定の内容

(特定労働者等の申出)

第8条 特定労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条及び条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定受注者若しくは特定受注関係者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等に立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 特定労働者等から第8条及び条例第10条の規定による申出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 特定受注者及び特定受注関係者は、前項及び条例第12条第1項の規定による報告の求め及び立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第11条 区長は、前条第1項及び条例第12条第1項の報告又は立入検査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの特約の定め又は条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講じることを命ずることができる。

2 特定受注者は、前項及び条例第13条1項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正

の措置を講じ、区長が定める日までに、報告しなければならない。

(特定公契約の解除等)

第12条 区長は、特定受注者又は特定受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項及び条例第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合
- (2) 前条第1項及び条例第13条第1項の規定による命令に違反した場合
- (3) 前条第2項及び条例第13条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(公表)

第13条 区長は、前条の規定によりこの契約を解除した場合又この契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者がこの特約の定め違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(損害賠償)

第14条 特定受注者は、第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第15条 区は、第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、特定受注者から契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

(特定受注関係者と締結する契約)

第16条 特定受注者は、特定受注関係者と契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することを定めなければならない。